

「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価方法書」についての熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

〔全体事項〕

- (1) 既設の風力発電機の撤去に伴う工事を風力発電機の設置工事と並行して実施する等、撤去工事を含めて一連の事業と判断できる場合は、それらの工事による環境影響について調査、予測、評価すること。

〔動物・植物・生態系〕

〈動物（鳥類）〉

- (1) 希少猛禽類の調査について、北向山を越えて事業予定地へ飛翔する個体を確認するため、俵山峠を調査地点に追加する必要があるか検討すること。
- (2) 鳥類等の死骸確認調査について、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」（令和2年4月環境省）では「2回/月」とされていることから、再度、専門家等にヒアリングを行い、調査回数を検討すること。

〈動物（昆虫類）〉

- (1) クモ類の調査にあたっては、地形改変の少ない斜面の古い場所等を重点的に確認すること。

〈生態系〉

- (1) 対象事業実施区域は、これまで草原環境が維持されてきた場所であるが、現在稼働している風力発電所の建設にあたっては自主的な環境影響評価が実施されており、今後実施する現地調査とあわせて結果を解析することで、草原環境を適地とする希少動植物の長期的な状況を把握できる可能性があるため、こうした観点で過去のデータの活用を検討すること。

〔景観・人と自然との触れ合いの活動の場〕

〈景観〉

- (1) 配慮書に対する知事意見において、「南阿蘇やすらぎロード」をシークエンス景観として追加することを検討するよう述べられているが、方法書で具体的な言及がない。このことから、調査地点に追加するよう再検討するとともに、追加しない場合は、その理由を具体的に図書

に記載すること。

- (2) JR豊肥本線の立野駅から阿蘇市へと向かう車窓からの景観について、調査・予測・評価する必要があるか検討すること。
- (3) 景観に関する予測結果について、新設の風力発電機とあわせて既設の風力発電機を透過したフォトモンタージュを作成し、風力発電機が存在している現在の景観からどのように変化するかを比較できるようにすること。
- (4) 建替え後の風力発電機による景観への影響について、既設の風力発電機が存在する現況からの悪化を回避するという観点からも評価のうえ、配置等の計画を検討すること。

「（仮称）新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価準備書」
 についての留意事項等

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、以下の事項に留意されたい。

(1) 留意事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
p23	大気関係の最新版の調査結果の引用	調査結果を引用している環境調査報告書については、第55報を発行済みであるため、準備書以降は最新版も含めて参照すること。
p23	大気環境調査結果の記載	表 3.1-4 の益城町役場測定局について、二酸化窒素の環境基準達成状況が○となっているが、これは長期的評価であるため、その旨を記載すること。
p53	文献調査で確認された鳥類の記載	鳥類の文献調査結果の記載においては、セッカをはじめとする草原性鳥類を追記すること。
p104	空間線量率の状況に関する記載	「汚染状況重点調査地域」に関する記載について、これは「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき指定されるものであるため、法律名も記載すること。
p125	騒音に係る環境基準に関する記載	表 3.2-20 の A 類型に田園住居地域とあるが、これは平成 31 年 3 月 29 日熊本県告示第 338 号において追加したものであることから、同告示も出典として記載し、記載内容を参照すること。
p132 等	環境関係法令の地域指定に関する記載	騒音、振動、悪臭に関する地域指定状況について、市域は関係法令に基づき市が指定することから、阿蘇市に確認し、必要に応じて修正すること。
p138	生活環境項目の排水上乘せ基準に関する記載	表 3.2-46 の記載について、対象事業実施区域周辺の範囲を抜粋した記載であることがわかるように、注釈等でその旨を記載すること。
p147	指定文化財に関する記載	「鳥子地区の草原」は、重要文化的景観に選定されているため、指定文化財として表 3.2-53 に記載すること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
p150 等	砂防指定地等の指定状況の確認等	砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に係る地域については、指定の追加等があるため、最新の資料で指定状況を確認すること。
p231 等	騒音及び低周波音	施設供用時の騒音等について、予測の結果、生活環境への重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、影響の低減に有効な対策を検討すること。
p248等	動物（昆虫類等）の調査にあたっての留意点	北向山周辺には、希少な昆虫類やクモ類が生息している可能性があるため、調査にあたっては注意深く確認すること。
—	既設風車や現況に関する図書の記載	本事業は、既存の風力発電所を更新する事業であるため、風力発電機の設置から稼働中までの期間における環境の変化等（騒音や景観に関する苦情、熊本地震による影響等）を整理し、図書に記載すること。
—	世界文化遺産登録を目指す阿蘇地域への影響を考慮した事業の検討	事業実施が阿蘇の世界文化遺産登録推進に影響を与えないよう十分な検討を行うこと。
—	風車機種等の決定	選定する風力発電機の機種によっては、環境への影響が異なると考えられるため、準備書段階までに風車メーカーや機種を確定できるように努めること。
—	環境影響評価項目の予測	各環境影響評価項目の予測にあたっては、専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき実施し、可能な限り定量的な結果を示すこと。
—	工事計画の検討	工事の実施にあたっては、建設機械の稼働や車両走行による騒音等が地域住民の生活に影響が及ぶことのないよう工事計画を検討すること。
—	事業計画の検討	予測の結果、重大な環境影響を及ぼすおそれがある場合は、風力発電設備の配置や構造を見直す等、影響の回避・低減を優先的に検討すること。
—	コウモリ類の環境保全措置等の検討	調査の結果、コウモリ類に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、事後調査の実施及び適切な環境保全措置を検討すること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
—	コウモリ類調査の留意点	バットディテクターによる音声モニタリングは、日没1時間前から日の出1時間後までの録音を検討すること。
—	コウモリ類調査の記録の記載	調査に使用したバットディテクターのマイクの設置方向を準備書に記載すること。
—	コウモリ類調査の記録の記載	準備書には、コウモリ類の調査で使用したバットディテクターの機種及び記録方法を記載すること。
—	コウモリ類の調査、予測等	今後も、コウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を検討すること。

(2) 修正事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
p133	騒音に係る特定施設に関する記載	「7 木材加工機械」のイは、「ドラムバーカー」に修正すること。
p219	環境影響評価の選定項目に関する記載	表 6.1-2 において、「植物（海域に生育する植物）」の「地形改変及び施設の存在」の欄の「×」に位置のずれが見られるため修正すること。
p222	環境影響評価の項目として選定する項目又は選定しない項目に関する記載	表 6.1-3(3)において、「人と自然との触れ合いの活動の場」の記載位置にずれが見られるため修正すること。
p224	本事業と累積的影響の検討対象とする事業の位置関係に関する記載	図 6.2-1 中の「（仮称）西原村風力発電所事業（計画中）」について、「（仮称）西原村風力発電事業（計画中）」に修正すること。
p267	配慮書に対する一般の意見の概要と事業者の見解に関する記載	表 7.1-2 における「事業者見解（素案）」との記載のうち、「（素案）」については削除すること。

(3) 指導・要望事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
p110 等	農用地区域以外の農業振興地域内における開発行為について	農業振興地域の区域のうち農用地区域以外にある区域における開発行為について、当該開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、知事は、事業者に対しその事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとなっているため、留意すること。
p147 等	文化財等に関する留意点	事業実施想定区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地がないため、文化財保護法第93条第1項に基づく届出は不要である。 なお、出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく、関係市町村に連絡すること。
p147 等	天然記念物に関する対応	地域を定めず指定されている天然記念物としてカモシカ、ヤマネ及びオオサンショウウオがあり、熊本県内一帯で指定されている天然記念物としてベッコウサンショウウオがあることから、事業実施等の際に、これらが発見した場合は、適切に保護するとともに、関係市町村の教育委員会に連絡すること。
p147 等	重要文化的景観の保護	「鳥子地区の草原」は重要文化的景観に選定されているため、選定箇所は現状保護とすること。
p150 等	砂防指定地等に関する手続き	「砂防指定地」、「急傾斜地崩壊危険区域」及び「地すべり防止区域」内で、土地の掘削等の制限行為を行う場合には、法令に基づき、事前に許可が必要となるため、所管の県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に申請すること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
p150 等	森林法等に関する協議	風力発電機の配置や造成計画の検討における森林法に関する協議（保安林、地域森林計画対象森林）については、許認可の手続き上、相当の期間を要する場合にもあることから、余裕をもって県北広域本部阿蘇地域振興局林務課と事前協議を行うこと。
p263	騒音苦情等への対応	建替え後の風力発電所が稼働した際、周辺住民から騒音苦情等があった場合に対応できる体制を整備すること。
—	住民説明	事業の実施にあたっては、周辺地域住民に十分な説明等を行い、理解を得るよう努めること。
—	交通安全対策	事業の実施に伴う建設機械、車両、資材の搬出入等については、交通安全対策を十分に検討すること。
—	事業予定地の土地取引時の留意点	当該事業について、国土利用計画法に基づく土地売買届出に該当する場合は、契約締結日から2週間以内に、大津町都市計画課及び西原村企画商工課へ土地売買等届出書の提出が必要となるため、留意すること。なお、土地売買等届出書の提出後は、県の関係課から開発に際しての留意事項等について通知する場合がある。
—	農地等での風力発電機設定にあたっての留意点	農地又は採草放牧地に風力発電機を設置する場合は、農地転用許可申請の手続きが必要であり、農地区分によっては許可できない場合があるため、留意すること。

